

徳島県告示第五百七十四号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年十月五日から施行する。

令和二年九月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

二の三の(三)の表高井田支店の項中「大阪府東大阪市高井田西六丁目」を「大阪府東大阪市御厨中二丁目」に改める。